

中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名		
円	繰越税額控除の計算に関する明細			
前期超過要件に係る試験研究費の額の計算			当該事業年度	前事業年度又は前連結事業年度
			①	②
	試験研究費の額	17	円	円
	$\frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	18		――
	改定試験研究費の額 (17) × (18)	19		円
繰越中小企業者等税額控除限度超過額の内訳	事業年度又は前連結事業年度		前期繰越額	当期控除可能額
			20	21
	平・平		円	円
	平・平			
	計			(13)

御注意

1 資本金の額又は出資金の額が「億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください（裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。）。

2 平成27年4月1日以前に開始した事業年度にあつては、「2」、「3」及び「4」の各欄は、記載を要しません。

3 平成27年4月1日以後に開始する事業年度にあつては、「11」から「15」及び「17」から「21」の各欄は、記載を要しません。

4 当期の試験研究費の額（「17の①」欄）が前期の試験研究費の額（前期の月数と当期の月数とが異なる場合には、前期の改定試験研究費の額）（「19の②」欄）以下の場合には、前期から繰り越された控除限度超過額（「12」欄）を当期の法人税額から控除することができませんので御注意ください（この場合「13」欄には「0円」と記載します。）。

別表六（七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第2項《中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》又は平成27年改正前の措置法第42条の4第6項若しくは第7項《中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》（同法第42条の4の2第1項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
 - 2 「試験研究費の額1」には、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を記載します。
 なお、試験研究費に充てるために他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。
 - 3 「控除対象試験研究費の額」の各欄は、平成27年4月1日前に開始した事業年度にあっては、記載を要しません。
 - 4 「中小企業者等税額控除限度額」

$$((1) \text{又は}(4)) \times \frac{12}{100}$$
 5 は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度にあっては「(1)又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあっては「又は(4)」を消します。
 - 5 「当期税額基準額」

$$(6) \times \frac{25 \text{又は} 30}{100}$$
 7 は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度にあっては「25又は」を消し、その他の事業年度にあっては「又は30」を消します。
 - 6 「前期繰越分」及び「繰越税額控除の計算に関する明細」の各欄は、当期が平成27年4月1日前に開始した事業年度である場合にのみ記載します。
 - 7 「法人税額の特別控除額」

$$16 \text{又は} ((10) + (15))$$
 16 は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度にあっては「又は((10) + (15))」を消し、同日前に開始した事業年度にあっては「(10)又は」を消します。
 - 8 「試験研究費の額17」の各欄の記載に当たっては、試験研究費の額に措置法第42条の10第6項《国家戦略特別区域における機械等の特別償却等》に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の5第1項《復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等》に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、当該試験研究費の額から平成27年改正前の措置法第27条の10第4項《国家戦略特別区域における機械等の特別償却等》又は第39条の44第3項《国家戦略特別区域における連結法人の機械等の特別償却等》に規定する特別償却実施額及び平成27年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の5第3項《復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等》又は第22条の5第1項《復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等》に規定する特別償却実施額の合計額を控除した金額を記載します。

中 小 企 業 者 の 判 定									
発 行 済 株 式 又 は 出 資 の 総 数 又 は 総 額		a		大 株 規 式 模 法 法 数 人 の 保 有 明 細	順 位	大 規 模 法 人 名		株 式 数 又 は 出 資 金 の 額	
常 時 使 用 す る 従 業 員 の 数		b	人		1		g		
大 規 模 法 人 の 株 式 数 等 の 保 有 割 合	第 1 順 位 の 株 式 数 又 は 出 資 金 の 額 (g)	c					h		
	保 有 割 合 $\frac{(c)}{(a)}$	d	%				i		
	大 規 模 法 人 合 計 の 株 式 数 又 は 出 資 金 の 額 (k)	e					j		
	保 有 割 合 $\frac{(e)}{(a)}$	f	%		計 (g)+(h)+(i)+(j)		k		
この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。									
1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、この法人税額の特別控除の規定の適用はありませんから注意してください。									
2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。									